

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請					再処理施設 修正方針					備考
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	機器等の支持構造物	適用範囲	適用範囲	検計用地震動	適用範囲
S	(g) 上記 (a)～(f) の施設の機能を確保するための設備（安全上重要な施設）の漏えい液を受けける漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統	以下セルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統	S	耐震クラス	機器等の支持構造物	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	Ss Ss Ss Ss	検計用地震動	適用範囲	検計用地震動	適用範囲
		前処理建屋 浴槽セル 中継槽セル 清澄槽セル 計量・調整槽セル 放射能中間貯留セル 放射能配管分岐第1セル 放射能配管分岐第4セル 分離建屋 浴槽液中間貯留セル 浴槽液供給槽セル 抽出塔セル プルトニウム蒸留器セル 抽出液供給槽セル 抽出液供給槽セル 分離建屋一時貯留処理槽 第1セル 分離建屋一時貯留処理槽 第2セル 放射能配管分岐第2セル 高レベル原液供給槽セル 精製建屋 プルトニウム濃縮液受槽セル プルトニウム濃縮液一時貯留セル プルトニウム濃縮液計量槽セル	S	耐震クラス	機器等の支持構造物	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	Ss Ss Ss Ss	検計用地震動	適用範囲	検計用地震動	適用範囲
S	(g) 上記 (a)～(f) の施設の機能を確保するための設備（安全上重要な施設）の漏えい液を受けける漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設	以下セルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統	S	耐震クラス	機器等の支持構造物	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	Ss Ss Ss Ss	検計用地震動	適用範囲	検計用地震動	適用範囲
		前処理建屋 浴槽セル 中継槽セル 清澄槽セル 計量・調整槽セル 放射能中間貯留セル 放射能配管分岐第1セル 放射能配管分岐第4セル 分離建屋 浴槽液中間貯留セル 浴槽液供給槽セル 抽出塔セル プルトニウム蒸留器セル 抽出液供給槽セル 抽出液供給槽セル 分離建屋一時貯留処理槽 第1セル 分離建屋一時貯留処理槽 第2セル 放射能配管分岐第2セル 高レベル原液供給槽セル 精製建屋 プルトニウム濃縮液受槽セル プルトニウム濃縮液一時貯留セル プルトニウム濃縮液計量槽セル	S	耐震クラス	機器等の支持構造物	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 新製建屋	Ss Ss Ss Ss	検計用地震動	適用範囲	検計用地震動	適用範囲

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。（設工認申請書上の示し方については別途提示する。）

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考											
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)		耐震クラス	クラス別施設		主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲			耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
S	(g) 上記 (a) ~ (f) の施設の機能を確保するための設備 (安全上重要な施設) の漏えい液を受容する構造の液位警報及び漏えい液を受容する構造の漏えい液を回収するための設備 (安全上重要な施設)	以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液を受容する構造の液位警報及び漏えい液を受容する構造の漏えい液を回収するための設備 (安全上重要な施設)	S	混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化槽セル 濃縮液貯槽セル 不溶解残渣液貯槽セル 高レベル廃液共用貯槽セル 高レベル濃縮液一時貯槽セル 貯槽セル 不溶解残渣液一時貯槽セル 高レベル濃縮液混合槽セル 濃化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報 精製建屋 フルトニウム精製塔セル フルトニウム濃縮供給槽セル 油水分離槽セル 放射線配管分岐第1セル	S	機器等の支持構造物	精製建屋 フルトニウム濃縮供給槽セル 高レベル濃縮液貯槽セル 高レベル濃縮液貯槽セル	S _s S _s S _s S _s	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
S	(g) 上記 (a) ~ (f) の施設の機能を確保するための設備 (安全上重要な施設) の漏えい液を受容する構造の液位警報及び漏えい液を受容する構造の漏えい液を回収するための設備 (安全上重要な施設)	以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液を受容する構造の液位警報及び漏えい液を受容する構造の漏えい液を回収するための設備 (安全上重要な施設)	S	混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化槽セル 濃縮液貯槽セル 不溶解残渣液貯槽セル 高レベル濃縮液一時貯槽セル 貯槽セル 不溶解残渣液一時貯槽セル 高レベル濃縮液混合槽セル 濃化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報 精製建屋 フルトニウム精製塔セル フルトニウム濃縮供給槽セル 油水分離槽セル 放射線配管分岐第1セル	S	機器等の支持構造物	精製建屋 フルトニウム濃縮供給槽セル 高レベル濃縮液貯槽セル 高レベル濃縮液貯槽セル	S _s S _s S _s S _s	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		説及的影響を考慮すべき設備				
		(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)				
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動(注7)	検討用地震動(注7)	
S	(e) 上記(a)~(f)の施設の機能を確保するための設備(地震後において、その機能が継続して必要な計測制御施設等)		プラトニウム濃縮圧加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	塔筒脱ガス処理設備のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋	S _s	前処理建屋	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		分機建屋	S _s	分機建屋	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	精製建屋塔筒脱ガス処理設備		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔筒脱ガス処理設備	S _s	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統の圧力警報	S	高レベル廃液脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s		

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		説及的影響を考慮すべき設備		
		(注1)		(注2)		(注3)		(注4)		(注5)		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動(注7)
S	(g) 上記(a)~(f)の施設の機能を確保するための設備(地震後において、その機能が継続して必要な計測制御施設等)		プラトニウム濃縮圧加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備	S	前処理建屋	S _s	前処理建屋	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		分機建屋	S _s	分機建屋	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔筒脱ガス処理設備	S _s	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s
			熱蒸気温度高による加熱停止回路及び遮断弁セム断処理・塔筒脱ガス処理設備の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統のうち、下記の系統の圧力警報	S	前処理建屋塔筒脱ガス処理設備		高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	高レベル廃液脱ガス処理設備	S _s	S _s	S _s

備考

- 設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
- なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (機能喪失により臨 界に至る可能性のあ る計測制御系統施設 に係る安全上重要な 施設)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注5)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)				
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
S			燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 エンドビーズせん断位置異常によるせん断停止回路 溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高による警報 エンドビーズ検出警報 洗浄液密度高によるせん断停止回路 アルフア洗浄器アラーム及び工程停止回路 (精製施設)	S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分機建屋 精製建屋 制御建屋	S _s S _s S _s S _s				
S			燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 エンドビーズせん断位置異常によるせん断停止回路 溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高による警報 エンドビーズ検出警報 洗浄液密度高によるせん断停止回路 アルフア洗浄器アラーム及び工程停止回路 (精製施設)	S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分機建屋 精製建屋 制御建屋	S _s S _s S _s S _s				

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設 (h)その他の施設 (機能喪失により臨 界に至る可能性のあ る計測制御系統施設 に係る安全上重要な 施設) (つづき)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注5)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)				
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 (注7)
S	(つづき)	—	せん断力位置異常によ るせん断停止回路 溶解槽溶解温度低下 によるせん断停止回路 硝酸供給槽硝酸密度低 によるせん断停止回路 可溶性中性子吸収材 急供給槽液位による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 洗浄温度低下による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 供給硝酸密度低下による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 供給硝酸流量低下による せん断停止回路	S S S S S S S S			耐震 クラス S	機器等の支持構造 物	耐震 クラス S	前処理建屋 制御建屋	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 (注7) S _s S _s	
S	(つづき)	—	せん断力位置異常によ るせん断停止回路 溶解槽溶解温度低下 によるせん断停止回路 硝酸供給槽硝酸密度低 によるせん断停止回路 可溶性中性子吸収材 急供給槽液位による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 洗浄温度低下による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 供給硝酸密度低下による せん断停止回路 エンドヒータス酸洗槽 供給硝酸流量低下による せん断停止回路	S S S S S S S S			耐震 クラス S	機器等の支持構造 物	耐震 クラス S	前処理建屋 制御建屋	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 (注7) S _s S _s	

・設備と重要度分類の
関係性を示す表の構
成としては、発電炉
と同等となってお
り、記載内容は事業
変更許可申請書に基
づいた記載としてい
るため、新たな論点
が生じるものではない。
・なお、設工認では、
事業変更許可申請書
に基づき、より具体
化した申請対象設備
となるため、本重要
度分類に追加を行
う。(設工認申請書
上の示し方について
は別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請					再処理施設 修正方針					備考
耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (遮蔽設備)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	機器等の支持構造物	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
S	(h) その他の施設 (遮蔽設備)	高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S	機器等の支持構造物	S	チャンネルボックス・バーナブルボイラー	S _s	チャンネルボックス・バーナブルボイラー	S _s	適用範囲	適用範囲	
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				ハル・エントドビース貯蔵建屋	S _s	ハル・エントドビース貯蔵建屋	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				検査室の遮蔽設備	S _s	検査室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S _s	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				建屋の受入れ室の遮蔽設備	S _s	建屋の受入れ室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	S _s	建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	S _s	チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				ハル・エントドビース貯蔵建屋の貯蔵アールの遮蔽設備	S _s	ハル・エントドビース貯蔵建屋の貯蔵アールの遮蔽設備	S _s		
						分譲建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する廊下の遮蔽設備	S _s	分譲建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する廊下の遮蔽設備	S _s			

耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (遮蔽設備)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
S	(h) その他の施設 (遮蔽設備)	高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S	機器等の支持構造物	S	チャンネルボックス・バーナブルボイラー	S _s	チャンネルボックス・バーナブルボイラー	S _s	適用範囲	適用範囲	
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				ハル・エントドビース貯蔵建屋	S _s	ハル・エントドビース貯蔵建屋	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				検査室の遮蔽設備	S _s	検査室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S _s	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				建屋の受入れ室の遮蔽設備	S _s	建屋の受入れ室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	S _s	建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	S _s	第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	S _s	チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	S _s		
		高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備	S				ハル・エントドビース貯蔵建屋の貯蔵アールの遮蔽設備	S _s	ハル・エントドビース貯蔵建屋の貯蔵アールの遮蔽設備	S _s		
						分譲建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する廊下の遮蔽設備	S _s	分譲建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する廊下の遮蔽設備	S _s			

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請					再処理施設 修正方針					備考
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)		備考
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
B	(a) 放射性物質の放出を伴うような場合には、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	施設名	Bクラスの塔構型の増設ガス処理設備	B		機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱前建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャレンジャーボックス・ハイナールボイズン処理建屋 ハル・エンドビー・ス貯蔵建屋 分析建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n	検討用地震動 (注7)	検討用地震動 (注7)	
		セル等	Bクラスの設備を収納するセル等	B		機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱前建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋	S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n			
B	(a) 放射性物質の放出を伴うような場合には、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	施設名	Bクラスの塔構型の増設ガス処理設備	B		機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱前建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャレンジャーボックス・ハイナールボイズン処理建屋 ハル・エンドビー・ス貯蔵建屋 分析建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n	検討用地震動 (注7)	検討用地震動 (注7)	
		セル等	Bクラスの設備を収納するセル等	B		機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱前建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋	S _n S _n S _n S _n S _n S _n S _n			

・ 設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・ なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等			補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		備考	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲		適用範囲
B	(b)放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 プール水浄化系	B			機器等の支持構造物	B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S _B				
		セル断処理施設	燃料積転クレーン セル断機 エンドビーズ酸洗浄槽	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B				
		分離施設	ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP洗浄器 ウラン濃縮器	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B				
		精製施設	核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出廃液TBP洗浄器 ウラン溶液TBP洗浄器	B			機器等の支持構造物	B	分離建屋	S _B				
B	(b)放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 プール水浄化系	B			機器等の支持構造物	B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S _B				
		セル断処理施設	燃料積転クレーン セル断機 エンドビーズ酸洗浄槽	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B				
		分離施設	ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP洗浄器 ウラン濃縮器	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B				
		精製施設	核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出廃液TBP洗浄器 ウラン溶液TBP洗浄器	B			機器等の支持構造物	B	精製建屋	S _B				

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。（設工認申請書上の示し方については別途提示する。）

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス (つづき)	クラス別施設	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注5)		説及的影響を考慮すべき設備 (注6)				
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	機器等の支持構造物	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲		
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	精製施設	ウラン濃縮塔 TBP洗浄塔 プルトニウム洗浄器 ウラン逆抽出器 逆抽出液TBP洗浄器 第5-一時貯留処理槽 第8-一時貯留処理槽 第9-一時貯留処理槽	B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	精製建屋						
		脱硝施設	濃縮塔 脱硝塔 硝酸ウラニル貯槽 硝酸貯槽 還元炉 混合機 粉末充填機	B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S _H S _H					
		酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備 蒸発塔 精留塔 溶媒回収設備 第1洗浄器 第2洗浄器 第3洗浄器 蒸発塔 溶媒蒸留塔	B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	分離建屋 精製建屋	S _H S _H					
		製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 河道搬送台車	B B B				ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	S _H S _H					
B	(b) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	精製施設	ウラン濃縮塔 TBP洗浄塔 プルトニウム洗浄器 ウラン逆抽出器 逆抽出液TBP洗浄器 第5-一時貯留処理槽 第8-一時貯留処理槽 第9-一時貯留処理槽	B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	精製建屋						
		脱硝施設	濃縮塔 脱硝塔 硝酸ウラニル貯槽 硝酸貯槽 還元炉 混合機 粉末充填機	B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S _H S _H					
		酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備 蒸発塔 精留塔 溶媒回収設備 第1洗浄器 第2洗浄器 第3洗浄器 蒸発塔 溶媒蒸留塔	B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	分離建屋 精製建屋	S _H S _H					
		製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 河道搬送台車	B B B				ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	S _H S _H					

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考
耐震クラス	クラス別施設 (注1)	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備				
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
B	(b)放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮液貯槽 アルカリ濃縮液貯槽 低レベル廃液発注 第1放出貯槽 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポン プから導かれる海洋放 出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット	B B B B B B	機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	B	分搬建屋 高レベル廃液ガラク ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料輸送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	S _u S _u S _u S _u S _u	検査用 地震動 地盤動 (注7)	検査用 地震動 地盤動 (注7)			
		液体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮液貯槽 アルカリ濃縮液貯槽 低レベル廃液発注 第1放出貯槽 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポン プから導かれる海洋放 出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット	B B B B B B	機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	B	分搬建屋 高レベル廃液ガラク ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料輸送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	S _u S _u S _u S _u S _u	検査用 地震動 地盤動 (注7)	検査用 地震動 地盤動 (注7)			
		その他再処理設備の附属施設	分析設備	B	機器等の支持構造物	機器等の支持構造物	B	分析建屋	S _u	検査用 地震動 地盤動 (注7)	検査用 地震動 地盤動 (注7)			

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請				再処理施設 修正方針				備考	
耐震クラス	クラス別施設 (c) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)			波及的影響を考慮すべき設備 (注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	(c) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	-	分離建屋と精製建屋を接続する洞道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1ガラス固化体貯蔵建屋を接続する洞道の遮蔽設備	B							
(つづき)											
B	(c) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	-	分離建屋と精製建屋を接続する洞道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1ガラス固化体貯蔵建屋を接続する洞道の遮蔽設備	B							
(つづき)											

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請						再処理施設 修正方針						備考											
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		耐震クラス	クラス別施設		主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき設備		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲			耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン送台車使用済燃料輸送容器保守設備	C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注14)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	Sc					使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン送台車使用済燃料輸送容器保守設備			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注14)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	Sc				
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C							気体廃棄物の廃棄施設			機器等の支持構造物	C						
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽海洋放出管	C			機器等の支持構造物	C							液体廃棄物の廃棄施設			機器等の支持構造物	C						
			第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲																						
			低レベル廃液処理設備	C																					
			MOX燃料加工施設との取合いに係る配管																						

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
 ・なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

発電炉（東海第二）		再処理施設 2020年12月24日申請								再処理施設 修正方針								備考						
耐震クラス	クラス別施設 S、Bクラスに属さない施設 (つづき)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)		主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)			間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき設備 (注6)			
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
C		放射線管 施設	ガラス固化体廃棄物貯蔵施設 低レベル固体廃棄物貯蔵施設	C C																				
		放射線管 施設	Sクラスの(6)に該当する以外の放射線管理施設	C																				
		その他再 処理施設 の附属設 施	受電間設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 浸水防護設備 化学薬品防護設備 電磁防護対策設備	C C C C C C C C																				
		放射線管 施設	Sクラスの(6)に該当する以外の放射線管理施設	C																				
		その他再 処理施設 の附属設 施	受電間設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 浸水防護設備 化学薬品防護設備 電磁防護対策設備	C C C C C C C C																				

備考

- 設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。
- なお、設工認では、事業変更許可申請書に基づき、より具体化した申請対象設備となるため、本重要度分類に追加を行う。(設工認申請書上の示し方については別途提示する。)

